

## 消費生活問題出前講座



松江市消費・生活相談室では、消費生活問題出前講座に講師を派遣します。

消費者トラブルに遭わないために、最近のトラブル事例を交えながら、どんな手口なのか、消費者被害をどうしたら防げるのか、わかりやすく楽しくお話しします！

お気軽にお問合せください♪

無料

- 対象  
松江市民で構成されるグループ、団体(10名程度～)
- 時間  
平日 9時から 16時までの間で、1時間程度
- 会場  
松江市内の会場をお申込みいただく方でご準備願います。
- 問い合わせ先  
松江市消費・生活相談室  
☎ 0852-55-5644



松江市役所 案内マップ(全体図 R5.5.8現在)

## 松江市消費・生活相談室

松江市役所 別館1階

☎ 0852-55-5148

Fax 0852-55-5544

e-mail soudan@city.matsue.lg.jp

消費者ホットライン

☎ 188

お住いの近くにある消費生活相談窓口につながります。

資料3

こんなときは、  
**松江市消費・生活相談室**  
にご相談ください。

契約、商品・サービス  
トラブル

一回の注文だと思ったら、定期購入だった。

「必ず儲かる」  
「絶対お得！」と  
副業を勧められた。

悪質商法



身に覚えのない  
支払いを促す  
メールが届いた

ローンや借金  
があり、返済  
が出来ない。

架空請求

多重債務



✿電話相談・面接相談✿

相談時間 9:00 ~ 16:00

(土・日曜日、祝日、年末年始12/29~1/3を除く)

# 消費・生活相談室では、くらしの相談・消費生活に関する相談をお受けしています

松江市消費・生活相談室では、暮らしの中で起こるさまざまな問題や心配ごとなど、いろいろな相談に無料で応じています。また、市の専門相談や専門機関を紹介しています。

プライバシーは厳守します。お気軽にご利用ください。

＊くらしの相談・・・相続、離婚、生活苦、近隣問題、不当解雇、不動産、金銭トラブルなど

＊消費生活相談・・・商品トラブル、契約解除、多重債務、訪問販売、アパート契約など

＊専門相談 ※相談日は、市報松江（毎月1日発行）または、松江市ホームページ（右上のQRコード）でご確認ください。



## ●法律相談（弁護士）電話予約制（一人年一回）

日常生活の中で法律に関する問題

## ●行政相談（行政相談委員）

国・県・市町村や特殊法人などの行政に対する苦情・要望

## ●登記相談 電話予約制

（司法書士）相続登記、売買・贈与・交換などの土地・建物の登記、権利登記に関する相談

（土地家屋調査士）土地の境界・分筆などの登記、建物の新築・増築などの登記、表示登記に関する相談

## ●人権相談（人権擁護委員） 人権にかかわる相談

## ●行政書士相談（行政書士）

行政に提出する書類作成、遺言書、遺産分割協議書、各種契約書、示談書、内容証明などに関する相談

## ●労働・社会保険相談（社会保険労務士）年金・労働観のトラブルや、各種社会保険などに関する相談

対象は、松江市在住  
または市内へ通学、  
通勤している人です。

## 消費者見守りメールに 登録しませんか

松江市消費・生活相談室では、  
毎月第2水曜日に最新の消費者  
見守り情報を発信しています。

① [m-matsue-ty@xpressmail.jp](mailto:m-matsue-ty@xpressmail.jp) へて  
に空メールを送信してください。  
（タイトル、本文は不要です）。

②登録用メールが30分以内に届き  
ます。免責事項をご確認の上、  
メール本文内に記載された登録用  
URLをクリックし、配信希望情報等  
を登録してください。



左記QRコードから、  
登録用メールアドレス  
が入手できます。  
※QRコードが読めない  
場合はアドレスを  
直接入力ください。



松江市



登録者

### 【注意事項】

30分以内にメールが届かない場  
合には、メールが受信できない場  
合にないか確認をお願いします。  
お使いの携帯電話の設定をご確  
認後、再度①から操作してください。